

事務連絡

平成 30 年 2 月 26 日

各都道府県市区町村担当課 御中

総務省自治税務局市町村税課

地方税関係情報における平成 30 年 7 月のデータ標準レイアウトの
改版に伴う対応について（依頼）

情報提供ネットワークシステムにより情報提供される地方税関係情報については、平成 30 年 7 月にデータ標準レイアウトの改版を行うこととしており、当該改版により、データ項目の追加等を行うこととなります。

このことにより、平成 29 年度及び平成 30 年度の地方税関係情報については、当該改版後のデータ標準レイアウトに基づき、平成 30 年 6 月末までに副本の登録が必要となります（なお、平成 30 年度の地方税関係情報を当該改版前のデータ標準レイアウトに登録する必要はありません。）。

各都道府県におかれては、管内の市区町村に対し、当該データ標準レイアウトの改版に伴い、地方税関係情報の副本を登録する際は、以下の留意事項を踏まえ、適切に対応するよう周知方お願いします。

- 1 「市町村民税_税額控除前所得割額」「市町村民税_調整控除額」「市町村民税_調整額」「市町村民税_配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除額」のデータ項目の追加

地方税関係情報を照会する事務手続において、特定の税額控除のみを適用した所得割額を算出する必要があることから、上記のデータ項目を追加することとしている。

よって、平成 29 年度及び平成 30 年度の地方税関係情報について、当該データ項目を含め、正確に登録すること。

2 「市町村民税_住宅借入金等特別税額控除額【税源移譲前】」「市町村民税_寄附金税額控除額【税源移譲前】」「市町村民税所得割額【税源移譲前】」のデータ項目の追加

平成 30 年度の個人住民税から、県費負担教職員制度の見直しに伴う税源移譲により、指定都市に住所を有する者について、個人住民税所得割の標準税率が道府県民税 2 %、市民税 8 %となる。これにより、指定都市と他の市区町村で適用される税率が異なることとなるが、市町村民税所得割額等を給付要件や利用者負担の決定等の基準として利用している福祉・教育制度等において、税源移譲前の税率を用いて算出した市民税所得割額等を利用できるようにするため、上記のデータ項目を追加することとしている。

よって、平成 30 年度の地方税関係情報に係る当該データ項目について、指定都市においては、税源移譲前（平成 29 年度以前）の税率で算出した市町村民税所得割額等を登録し、指定都市以外の市区町村においては、「ReasonOfNull 属性 NotAcceptable（属性値）」を登録すること。

また、平成 29 年度の地方税関係情報に係る当該データ項目については、全ての市区町村において、「ReasonOfNull 属性 NotAcceptable（属性値）」を登録すること。

3 「住民登録外課税の有無」「住民登録外課税者の課税地市区町村コード」のデータ項目の追加

住民登録外課税された者の地方税関係情報を取得するためには、住民登録外課税を行った市区町村（課税団体）に対し、地方税関係情報に係る照会を行う必要があることから、住民登録外課税された者の住民登録地の市区町村においては、地方税法第 294 条第 3 項の規定に基づき住民登録外課税を行った市区町村から送付される住民登録外課税通知により、住民登録外課税を行った市区町村の市区町村コードを登録することとし、上記のデータ項目を追加することとしている。

よって、市区町村は、住民登録はあるが、他市区町村にて住民登録外課税された者の副本を登録する場合は、「住民登録外課税の有無」のデータ項目に「1:他市で課税されている者」を、「住民登録外課税者の課税地市区町村コード」のデータ項目に「住民登録外課税地の市区町村コード(6桁)」を、市町村民税・道府県民税均等割額及び所得割額のデータ項目に、「ReasonOfNull 属性 NotAcceptable (属性値)」を登録すること(その他のデータ項目については、「4 未申告者及び無所得者に係る副本の登録」の後段を参照すること。)

また、地方税法第294条第1項第1号に該当する者及び同条第3項の規定に基づき住民税を賦課する者については、「住民登録外課税の有無」のデータ項目に「0:初期値」を、「住民登録外課税者の課税地市区町村コード」のデータ項目に「ReasonOfNull 属性 NotAcceptable (属性値)」を登録すること。

ただし、平成29年度の地方税関係情報に係る住民登録外課税された者の住民登録地の市区町村における副本登録については、「情報提供ネットワークシステムを介した住民登録外課税者に係る地方税情報の照会に対する回答方法について」(平成28年11月28日付け総税市第90号総務省自治税務局市町村税課長通知)による取扱いを継続することとし、当該者に係る副本の登録は行わないこと。

4 未申告者及び無所得者に係る副本の登録

未申告者及び無所得者に係る副本の登録については、平成30年7月のデータ標準レイアウトの改版後においても、平成29年10月26日付け総務省自治税務局市町村税課事務連絡「地方税関係情報の副本登録の徹底について(依頼)」で示したとおり、市町村民税・道府県民税均等割額及び所得割額のデータ項目について、未申告者は「ReasonOfNull 属性 NotAcceptable (属性値)」、無所得者は「0」で登録すること。

なお、他のデータ項目については、「0」又は「ReasonOfNull 属性 NotAcceptable (属性値)」を登録すること(特定個人情報コード値一覧において、入力コードが指定されている項目を除く。)

5 平成 30 年 7 月のデータ標準レイアウト改版後の平成 29 年度の地方税関係情報の副本の再登録

平成 29 年度の地方税関係情報については、改版前のデータ標準レイアウトに基づき副本の登録が行われているが、平成 30 年 7 月のデータ標準レイアウトの改版後は、改版前のデータ標準レイアウトに基づき登録された副本情報の提供が不可能になるため、改版後のデータ標準レイアウトに基づき、平成 29 年度の地方税関係情報についても再登録する必要がある。

ただし、個別のデータ項目の副本登録に係る留意事項については、上記の 1 から 4 を参照すること。

【担当】

総務省自治税務局市町村税課

住民税第三係 三好

TEL : 03-5253-5111 (内線 23528)